

犯罪被害にあうということ

心身の不調

想定外の強いストレスを受けると、(人の)心身には様々な反応が生じます。その結果、眠れない・食べられないなどの身体的反応や、強い不安のせいで感情的になりやすくなったり、逆に感情を遮断することで一見、落ち着いて見えたりする精神的反応が生じることがあります。また、被害の記憶があいまいになる、うまく話がでけなくなる、理解力が落ちるなどの反応が生じる場合もあります。

生活上の問題

● 仕事や学校等の困難

心身に様々な反応が生じるために、小さなミスが増えたり、能率が落ちたりすることがあります。

● 居住の問題

自宅が事件現場になった場合、犯人が自宅を知っており再被害の恐れがある場合などで、転居を余儀なくされることがあります。

● 経済的な問題

心身の問題に対して治療費がかかったり、収入が途絶えたり、被害にあった方が亡くなった場合には葬祭費が必要になったりするなど、経済的な負担が長期にわたって続くこともあります。

どのように接すればよい？

犯罪の被害にあった人の状態や状況を理解して接することが大切です。言葉が見つからないときには、そっとそばに寄りそうだけでも、その人の支えになります。

相談・関係窓口



八千代市コミュニティ推進課

☎ 047-421-6718

月～金 8:30～17:00

(日・祝・年末年始除く)

✉ community1@city.yachiyo.chiba.jp



千葉県警察本部

☎ 043-201-0110

警務課 犯罪被害者支援室

八千代警察署

☎ 047-486-0110

警務課

千葉犯罪被害者支援センター

☎ 043-225-5450

月～金 9:30～16:30 日・祝・年末年始除く

✉ info@chibacvs.gr.jp

千葉性暴力被害支援センターちさと

性暴力被害支援ダイヤルほっとこーる

☎ 043-251-8500

月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始除く

緊急支援は24時間365日対応

法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル



お問合せ無料

なくことないよ

☎ 0120-079714

月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 日・祝・年末年始除く

犯罪被害にあわれた方へ

支援のご案内



誰もがある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族となる恐れがあります。

犯罪被害者等は、犯罪による心身への直接的な影響や経済損失だけでなく、日常生活の様々な問題に苦しむことがあります。

市では、被害にあった方が1日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるよう支援を行うと共に、犯罪被害者等への支援を推進するため「八千代市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



八千代市

各種支援金

※各種支援金は1回限りの一時金

● 家事支援

5万円

見舞金の対象者であって、日常生活を営むことに支障が生じていると認められ、かつ、家事支援に係るサービスを利用する必要がある方



● 一時保育等支援 子1人当たり 7万円

見舞金の対象者、その遺族等及びその家族等であって、その監護する子(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。)の家庭での保育が困難となったと認められ、一時保育又は一時預かりに係るサービスを利用する必要がある方



● 配食支援 1人当たり 3万円

見舞金の対象者、その遺族等及びその家族等であって、食事の用意が困難となったと認められ、配食に係るサービスを利用する必要がある方



● 転居支援 20万円

見舞金の対象者、その犯罪の発生時に同居していた家族等が、犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる場合であって、新たな住居に転居する必要がある方



見舞金

遺族見舞金

30万円

犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者の死亡時において市民であった遺族等

重傷病見舞金

犯罪の発生時に市民であった犯罪被害者

●加療期間が1月以上3月未満 5万円

●加療期間が3月以上 10万円

性犯罪被害見舞金

性犯罪の発生時に市民であった性犯罪被害者

●不同意性交等被害支援金 10万円

その他支援

●安全の確保

防犯に係る指導及び助言

●精神的な被害の回復の支援

心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報の提供

令和8年4月1日以降に発生した犯罪により被害にあわれた市民の方が対象となります

八千代市犯罪被害者等支援条例概要 令和8年4月1日施行

目的

犯罪被害者等支援のための施策を総合的に推進し、市民等が安心して生活できる地域社会を目指します。

- 犯罪被害者等の権利利益の保護
- 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減

定義

- 犯罪等
犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等
犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者

責務（それぞれの果たすべき役割）

市

犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する

市民

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性を理解する
- 二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮する。
- 犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにする。
- 市が実施する支援のための施策に協力する。

事業者

- 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深める
- 二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮する。
- 市が実施する支援のための施策に協力する。